

不服申立て事案答申第 258 号

不服申立て事案諮問第 293 号

件名：警察官に対応されたことがわかる書類の不開示（不存在）決定に関する
件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 6 年 2 月 7 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同年 3 月 26 日付けで行った不開示決定について、該当する文書が存在するため開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 保有個人情報開示請求の受理

審査請求人は、令和 6 年 2 月 7 日に来庁し、処分庁宛ての保有個人情報開示請求書を個人情報総合窓口にて提出したため、これを受理した。

当該保有個人情報開示請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄には、

① 特定年月日 K 留置施設 L にて簡易鑑定をされました。その鑑定書及び病院名

② 特定年月日 M-特定年月日 A 特定地番にて B 警察の執行。

と記載されていた。

(イ) 保有個人情報請求の補正

審査請求人が提出した保有個人情報開示請求書は、開示請求をする

保有個人情報が特定されていなかったため、令和 6 年 2 月 14 日に審査請求人に対し、保有個人情報開示請求に関する補正通知を郵送し、補正を求めた。

翌 2 月 15 日、審査請求人が補正通知を受け取る前に来庁したため、補正が必要である旨を口頭で説明して、補正を求めたところ、開示請求をする保有個人情報の内容は、

- ① 私が特定年月に留置施設 L に留置されていた際に、医師による簡易鑑定を受けたことで作成された鑑定書及び病院名がわかる文書（請求日現在、留置施設 L 若しくは愛知県 B 警察署で保管するもの）
 - ② 特定年月日 M に愛知県 B 警察署の警察官に取り扱われたことが分かる警察安全相談等・苦情経過票（請求日現在、愛知県 B 警察署警務課若しくは刑事課で保管するもの）
 - ③ 私が特定年月日 C に B 警察署の警察官に対応されたことがわかる警察安全相談等・苦情取扱票（請求日現在、愛知県 B 警察署地域課で保管するもの）
 - ④ 私が特定年月日 A に B 警察署の警察官に対応されたことがわかる書類
- と補正された。

(ウ) 決定する期間の延長

本件開示決定に際し、処分庁は、法第 83 条第 2 項の規定により、開示・不開示の審査に係る調査に相当の期間を要すると判断し、延長後の決定期間を令和 6 年 2 月 8 日から同年 3 月 26 日までとする旨を、決定期間延長通知書により審査請求人に通知した。

(エ) 本件開示請求に係る保有個人情報の調査

本件開示請求の対象となり得る保有個人情報の調査を行ったところ、審査請求人が本件開示請求で開示を求めた保有個人情報の内、

- ・上記②については、警察安全相談等・苦情経過票
 - ・上記③については、警察安全相談等・苦情取扱票
- の保有個人情報について、それぞれ B 警察署刑事課及び地域課で保管されていた。

また、前記①及び④については、開示の対象となり得る文書は作成又は保管されておらず、不存在であった。

(オ) 本件処分

処分庁は、上記②及び③の保有個人情報のうち、法第 78 条第 1 項第 2 号に規定される不開示情報を除いた部分を開示する決定をし、令和 6 年 3 月 26 日付けで、保有個人情報一部開示決定通知書により審査請求人に通知した。

また、処分庁は、上記①及び④の保有個人情報は保有していない

め、法第 82 条第 2 項の規定に基づき不開示とする決定をし、令和 6 年 3 月 26 日付けで、保有個人情報不開示決定通知書により審査請求人に通知した。

なお、本件審査請求は、④私が特定年月日 A に B 警察署の警察官に対応されたことがわかる書類に対する保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）に対するものである。

イ 本件処分の理由

本件開示請求の対象となる保有個人情報については、作成されていないため、存在しないものである。

法第 82 条第 2 項において、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む」と規定されている。

よって、不開示とした本件処分は、法の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、審査請求の趣旨を「本件処分を取り消す」との裁決を求めるとし、審査請求の理由を特定年月日 A、B 警察署の職員が審査請求人の住居を訪れた時の対応について、保有個人情報は存在しないとして不開示としたことについての不服審査を求めるとしている。

しかしながら、上述したとおり、本件処分は開示請求に係る個人情報を保有していないためにした処分であり、開示すべき文書が存在しないため、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、審査請求人が特定年月日 A に B 警察署の警察官に対応されたことがわかる書類である。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

当審議会において処分庁から聴取したところ、審査請求人への対応については、特定年月日 A に刑事事件の捜査手続に移行しており、補正を求める通知に記載のとおり、刑事事件の捜査手続に関する文書については、本件開示請求による開示の対象にはなりえないとのことである。また、開示の対象となりうる警察安全相談等・苦情取扱票や 110 番事案表、署指令事

案等の本件請求対象保有個人情報を作成又は取得していないことから、存在しなかったとのことである。

当審議会において検討したところ、刑事事件の捜査手続に関する文書については、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 53 条の 2 第 2 項及び法第 124 条により法第 5 章第 4 節の規定の適用が除外されていることから本件開示請求による開示の対象にはなりえず、審査請求人への対応については、特定年月日 A に刑事事件の捜査手続に移行しており、開示の対象となりうる本件請求対象保有個人情報は作成又は取得していないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

④私が特定年月日 A に B 警察署の警察官に対応されたことがわかる書類

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
6. 6. 12	諮問（弁明書の写しを添付）
6. 6. 20	審査請求人からの反論書の写しを処分庁から受理
6. 11. 11 (第 240 回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審査請求人からの資料を受理
同 日	審議
6. 12. 16 (第 241 回審議会)	審議
7. 1. 29	答申